

戦略会議・会議録概要

I、日 時 平成25年5月28日(木) 午後0時45分～1時15分

II、場 所 市長応接室

III、出席者 戦略会議構成員、市民生活部長、戦略室長

IV、概 要 大東市土地開発公社について

V、内 容

大東市土地開発公社について

(1) 主な意見

【西辻副市長】

- 前回5月23日の戦略会議で土地開発公社について議論を行ったが、三セク債の説明等、持ち越しとなっていたものがある。では説明をお願いします。

【総務部長】

- 三セク債の有利性を再確認したうえで、結論を出すことになっている。本日は三セク債に関する資料を財政課で作成していただいている。
- まず、三セク債であるが、公社の解散を前提として発行の認められる市債である。時限措置として設けられたものであり平成25年度が最終年度である。通常の起債の充当率は75%であるが、この三セク債は100%となっている。そして一番大きなメリットは、利子の2分の1が特別交付税措置されるということである。
- 償還期限は原則10年だが、その団体の財政状況により最長30年まで延長が可能。大東は15年まで延長が可能と聞いている。
- もし三セク債を活用しないと、一般事業債を活用するということになるが、充当率が75%であり、30億円の25%、つまり約7億5千万円が単年度で一般財源からの支出となる。
- また、大東市の公社の負債は約48億だが、この三セク債が活用できるのは30億円であり、残り約18億円は一般事業債の発行となり、その25%の約4億6千万を当該年度で市税から支出することになる。
- 三セク債を活用しないとすると、トータルで約12億1千万を市税により当該年度で賄わなければならなくなる。財政調整基金を活用することも可能だが、一般財

源で賄うことになる。

- 一般事業債は特別交付税措置がないのはもちろんのこと、普通交付税基準財政需要額への算入もなく三セク債を比べてメリットは皆無である。
- 最終的に、単年度において12億円もの財政調整基金を取り崩すこと、特別交付税措置を受けないということは、市の財政運営上適切ではないと考えられる。
- 通常は公社が民間金融機関から借り入れしている場合に三セク債が発行されるのだが、本市のような場合に発行されるかどうか、大阪府から総務省に確認していただいたところ、短期貸付金の30億円部分のみ対象と認められるとのことであった。
- 次に、三セク債および一般事業債の資金調達方法についてであるが、どちらでも民間の金融機関から調達することになり変わらない。市場公募や入札、交渉などのうち有利な方法を選択して資金を調達することになる。貸付条件などの提示をもらい、一番条件が良いものをシミュレーションし、合理的かつ有利であるものに決定することとなる。
- 三セク債についても30億円という高額であるため、分割して借入した方がよいのか、期間についてはどうかなど、様々な条件の中から、一番有利な方法を選択することになるが、実際に借入する時に提示されることになる。財政課でさまざまな可能性を考えて照会をかけることになる。
- 三セク債を活用した場合と、そうでない場合との比較表からは、利子総額の差、特別交付税の額等、三セク債の方が有利であることがわかる。元金均等、元利均等のどちらにせよ、優位性があることがわかる。
- 平成24年度ですでに解散を行った北河内3市についての状況であるが、各市取引のある金融機関で借り入れを行っている。しかし、本市の場合は、取引があるかどうかに関わらず、一番有利な方法を選択していきたい。
- 三セク債であろうと一般事業債であろうと、同じ土俵での民間からの借り入れとなる。

【政策推進部長】

- 一般財源の持ち出しが、三セク債を活用した場合とそうでない場合との差がある。財政的には単年度に多額の持ち出しがあることはかなり厳しい。

【市長】

- 三セク債の優位性が共通認識できたと思う。三セク債を活用するというチャンスを生かすべきである。

【副市長】

- 三セク債を活用した方が一般財源の支出が少なくなるということ。利子等の比較、特別交付税措置など優位性があること。以上のことから、三セク債を活用し、公社を3月末で解散するということが決定してよいか。

【総務部長】

- 今後のスケジュールであるが、明日公社の理事会があり、そこで公社解散の同意を得る。そして6月6日の本会議初日に公社の経営状況の報告を全員協議会でさせていただくことになるが、その場で現在の状況を報告する。
- その後9月議会で、廃止条例案と市債発行の予算案を上程する予定である。
- 議会の議決が得られれば、大阪府知事に解散認可をもらい、3月末の解散に向けて進んでいくことになる。

【副市長】

- これで戦略会議を終了する。

(2) 決定事項

- 大東市土地開発公社については、本市財政の健全化に資するために、平成25年度中に解散の処理を進める。

(以上)